

## 市長の専決処分事項の指定についての一部改正

市長の専決処分事項の指定について（昭和62年3月23日議決）の一部を次のように改正する。

第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、市が申し立てた支払督促（同法第383条に規定する支払督促をいう。以下同じ。）に対する適法な督促異議の申立てがあった場合において支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされる場合の当該訴えの提起並びに当該訴訟に係る和解及び調停に関すること。

### 付 則

この議案は、議決の日から施行する。